

平成16年度「補助金等に関する事務執行状況について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
57	21. 事業推進および環境保全対策助成金（米谷町） ①助成金の目的に照らした確認の必要性 助成金の中にも、事業推進助成金、環境保全対策助成金、さらには個別の事業に対する助成金と3種類存在する。したがって、当初は助成金の目的を明確にした上で、支給されていたと考えられる。特に環境保全対策助成金は、不法投棄の監視など環境を保全する活動に対して支出される助成金であるため、助成団体の活動実績を把握しつつ助成金の有効活用を促すことが必要である。そのためには、行政はただ協定に基づいて助成金を支出するだけでなく、助成金を生かした地域の活性化支援も併せて視野にいれ、地域の指導力の育成、向上が求められると考えられる。 ②助成金支給の方向性 平成18年度に契約の更新を迎え、助成金支給開始から30年を迎える。基本計画には20年という期間を設けているものの、助成金の受益者、処分場の使用状況等を勘案したうえで、助成金額と期間を見直すべきである。なお、処分場は協定を更新し続けるのではなく、循環型社会形成が推進されるなか、ごみの減量・分別、ごみ質の多様化、処理技術の向上等を総合的に勘案し、残存稼働年数を地元の合意を得ながら設定する必要があると考えられる。	土地改良清美 事務所	措置済	一般廃棄物最終処分場は一般の公共施設とは異なり、清掃施設・火葬場等いわゆる迷惑施設とされている生活関連施設として、地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要です。 助成金の支出に当たっては、助成団体の活動が助成金の目的に沿い地域の活性化に寄与するものであるかを決算書等の報告書類により確認しています。 また、今後の事業の方向性については、本最終処分場の必要性を含めてその稼働年数等を設定していきます。	令和3年4月1日現在
77	まちづくり支援活動補助金 ①支援体制の再検討 現行のまちづくり支援制度は、市民がまちづくりについての勉強会を開催するためのアドバイザー・コンサルタント派遣とまちづくり活動費補助金の交付の2本立てとなっているが、下表の通り、どちらも予算額と比較して利用実績が少なく、まちづくりをしようとする人のニーズに合っていない可能性が高い。まちづくりに興味をもった個人が勉強できる場の提供や、まちづくりリーダーの育成などの新たな支援の仕組みを再検討することが望ましい。	都市計画課	措置しない （見解の相違）	平成17年度以降もこの制度を利用して、まちづくりの支援をした実績があります。近年は、支援の実績がないことから、平成23年度より予算要求はしておりません。なお、今後、市民からの要望があれば、まちづくり支援のため、この制度をもとに予算要求を検討します。	平成26年9月30日現在